

天理市立の保育所、幼稚園又はこども園に勤務する職員の処遇改善手当に関する条例をここに公布する。

令和4年3月17日

天理市長 並 河 健

天理市条例第15号

天理市立の保育所、幼稚園又はこども園に勤務する職員の処遇改善
手当に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、天理市立の保育所、幼稚園又はこども園に勤務する職員の職務及び勤務態様の特殊性に鑑み、その処遇を改善するための手当を支給することによって人員の確保を図り、もって当該施設の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(処遇改善手当の支給)

第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員であって、天理市立の保育所、幼稚園又はこども園に勤務するもの（以下「対象職員」という。）には、給与として、処遇改善手当を支給する。

2 処遇改善手当の月額、は、対象職員の給料の月額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。